第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送）

登録申請書作成の手引き

　第一種貨物利用運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければなりません。（貨物利用運送事業法第３条第１項）また、必要事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければなりません。（貨物利用運送事業法第４条第１項）

　この手引きは、近畿運輸局管内において登録申請する場合について、作成したものです。

　一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者については、原則として、この申請を行うことはできません。貨物自動車運送事業法に基づく手続きを行ってください。（貨物利用運送事業法第１９条）

　なお、登録した旨の通知を受け、運賃料金を設定しましたら、設定後３０日以内に運賃料金設定届出書を提出しなければなりません。

近畿運輸局自動車交通部貨物課

〒５４０－８５５８

住　　所　　大阪市中央区大手前四丁目１番７６号

大阪合同庁舎第４号館

電話番号　　０６－６９４９－６４４７

提出先及び部数

　①提出先は、営業所の所在地を管轄する運輸支局（兵庫陸運部）です。

　②提出部数は、近畿運輸局及び関係運輸支局（兵庫陸運部）各１部

（申請者は、申請者用として１部）

申請書様式

　申請書は、Ａ４版縦、横書、左とじ（袋とじ不可）としてください。

令和　　年　　月　　日

近畿運輸局長　　殿

住　　　　所

ふりがな

氏名又は名称

代表者　　　　　　　　　　　　電話番号

担当者連絡先

(担当者名/電話/FAX)

第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送）登録申請書

　この度、第一種貨物利用運送事業を経営したいので貨物利用運送事業法第４条第１項及び同法施行規則第４条第１項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１．氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住　　　　所

氏名又は名称

代　 表　 者

２．主たる事務所の名称及び所在地

別添「事業の計画」のとおり

３．営業所の名称及び所在地

別添「事業の計画」のとおり

４．事業の経営上使用する商号

別添「事業の計画」のとおり

５．利用運送機関の種類

別添「事業の計画」のとおり

６．利用運送の区域又は区間

別添「事業の計画」のとおり

７．業務の範囲

別添「事業の計画」のとおり

添付書類

１．事業の計画

２．利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書（写）

３．貨物利用運送事業の用に供する施設（営業所及び貨物の保管体制を必要とする場合にあっては保管施設）に関する事項を記載した書類

　イ　都市計画法等関係法令に抵触しないことの書面（宣誓書）

　ロ　施設の使用権原を有することを証する書面（宣誓書）

　ハ　基幹保管施設以外の保管施設について、適切な規模、構造及び設備を有するものであることを証する書類（宣誓書）

４．既存の法人にあっては、次に掲げる書類

　イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

　ロ　最近の事業年度における貸借対照表

　ハ　役員又は社員の名簿及び履歴書

５．法人を設立しようとするものにあっては、次に掲げる書類

　イ　定款（会社法等の規定により認証を必要とする場合にあっては、認証のある定款）又は寄附行為の謄本

　ロ　発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書

　ハ　設立しようとする法人が株式会社である場合にあっては、株式の引受けの状況及び見込みを記載した書類

６．個人にあっては、次に掲げる書類

　イ　財産に関する調書（挙証として残高証明を添付すること）

　ロ　戸籍抄本

　ハ　履歴書

７．貨物利用運送事業法第６条第１項第１号から第５号までのいずれにも該当しない旨の宣誓書（個人にあっては申請人、法人にあっては役員全員）

事業の計画

主たる事務所の名称及び所在地

名　称

所在地

営業所の名称及び所在地

名　称

所在地

事業の経営上使用する商号（ない場合は、「なし」と記載。）

利用運送機関の種類

貨物自動車運送

利用運送の区域又は区間

近畿圏区域発着貨物

業務の範囲

　　　一般事業

利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要

氏名又は名称

住　　　　所

貨物自動車運送事業者・貨物利用運送事業者の別

　　【　　　　　　　　　　　　　　】

保管施設の概要（必要としない場合にあっては、「必要なし」と記載。）

所 在 地

面　　積

構　　造

附属設備

**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**

適用する利用運送約款

□ 運輸省告示第579号（平成2年11月26日）による標準貨物自動車利用運送約款

□ 運輸省告示第580号（平成2年11月26日）による標準貨物自動車利用運送(引越)約款

□ 上記以外の利用運送約款

※□のある箇所は、□にレ点を記入し選択してください。

近畿運輸局長 殿

宣　　　　　誓　　　　　書

　貨物利用運送事業法第４条第２項及び同法施行規則第４条第２項第３号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所(注)について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

代表者の氏名

（注）上記「営業所」について、保管施設を保有する場合は「営業所及び保管施設」と記載すること。

近畿運輸局長 殿

宣　　　　　誓　　　　　書

　貨物利用運送事業法第４条第２項及び同法施行規則第４条第２項第３号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所(注)について、使用権原を有することを宣誓いたします。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　 代表者の氏名

（注）上記「営業所」について、保管施設を保有する場合は「営業所及び保管施設」と記載すること。

　近畿運輸局長　殿

宣　　誓　　書

貨物利用運送事業法第４条第２項、同法施行規則第４条第２項第１号ロ及び第３号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、基幹保管施設以外の保管施設について、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であり、貨物利用運送事業を遂行する上で適切な規模、構造及び設備を有するものであることを宣誓いたします。

　　　令和　　年　　月　　日

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名

近畿運輸局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　現 住 所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏 名

生年月日　　　 年 月　 日

宣　　　　　誓　　　　　書

　貨物利用運送事業法第６条第１項第１号から第５号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

　もし、この宣誓が事実と相違した場合は、いかなる処分を受けても異議申し立ていたしません。

　　令和　　年　　月　　日

氏　　名

（見本①）・・・貨物自動車運送事業者「甲」を利用して行う場合。

「乙」が申請者と想定した契約書ひな形。

利用運送契約書

　貨物自動車運送事業を営む　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と貨物利用運送事業を営む　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間における運送及び利用運送業務について、次のとおり契約を締結する。

第１条（契約の範囲）

　荷主の要求による運送及び利用運送の業務について、甲は運送にあたり、乙は利用運送に従事するものとする。

第２条（貨物の受渡方法及び運送責任の分野）

　貨物の甲乙両者における発着扱いは、送り状を照合して受渡しする。

　発送貨物は、乙が甲に引渡したときから甲の責任とする。

　到着貨物は、自動車から取卸し、甲が乙に引渡したときから乙の責任とする。

　甲は、運行休止又は欠行する場合は、乙に事前に通知する。

第３条（荷主に対する責任、損害賠償の範囲）

　貨物事故の損害賠償は、その荷主に対して乙が負い、乙は甲並びに乙両者の責任分野によって、甲に対して求償権を持ち、賠償の範囲は貨物自動車利用運送約款及び貨物自動車運送約款によるものとする。

甲乙共に故意又は重大なる過失がある事項に関しては、前項の規定に拘わらず、各々その責任を負うものとする。

第４条（事故の処理）

　貨物の事故の処理は、甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

第５条（運送保険）

　車両及び積荷保険の費用は、甲の負担とする。

　なお、荷主の要求にて付した運送保険は、その申込みを受付けた甲又は乙にて取扱うものとする。

第６条（運送順位）

　法令に定めのない限り、貨物の運送は受付順位によるものとする。

第７条（運賃及び料金）

　乙が甲に対して支払う運賃及び料金は、甲が関係運輸局に届け出た貨物自動車運送事業運賃料金表によるものとする。

第８条（運賃及び料金の決済）

　貨物運賃及びこれに付随する料金の精算は、毎月　　日をもって締切計算をし、翌月末日までに甲乙にて決済する。

第９条（他者との同種契約）

　甲は、乙の営業区域と認められる地区に、乙と同一業務とみなされる業務施設（直営店、代理店、取扱店、その他）を開設しようとするときは、乙との協議を要する。

第１０条（契約期間）

　本契約は、令和　　年　　月　　日から　　年間効力を有する。

　ただし、契約期間満了前　　ヶ月までに甲乙双方から何ら意思表示がない場合は、更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

第１１条（契約の解除及び更改）

　本契約の条項中、契約の継続を不適当と認めたるときは、甲乙協議のうえ、これを解除又は更改することができる。

　以上、この契約締結の証として、契約書２通を作成し、甲乙各々記名捺印のうえ、各１部を保有する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　甲　　　　　　　　　　　　　　　　　　

　　　　　　　　　　　　　　乙　　　　　　　　　　　　　　　　　　

（見本②）・・・貨物利用運送事業者を使って事業を行う「利用の利用」の場合。

　　　　　　　　「甲」が申請者と想定した契約書ひな形。

利用運送契約書

　第一種貨物利用運送事業を営む　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と第一種貨物利用運送事業を営む　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間における利用運送業務について、次のとおり契約を締結する。

第１条（契約の範囲）

　荷主の要求による運送業務について、甲及び乙は利用運送に従事する。

　乙は、乙の契約先自動車運送事業者に貨物運送業務を委託するものとする。

第２条（貨物の受渡方法及び運送責任の分野）

　貨物の甲乙両者における発着扱いは、送り状と貨物を照合して行う。発送貨物は、甲が乙の指定する自動車運送事業者に引渡したときから乙の責任とする。乙は、乙並びに乙の指定する自動車運送事業者が運行休止又は欠行する場合は、甲に事前に通知する。

第３条（荷主に対する責任、損害賠償の範囲）

　貨物事故の損害賠償は、その荷主に対して甲が負い、甲は甲並びに乙両者の責任分野によって、乙に対して求償権を持ち、賠償の範囲は貨物自動車利用運送約款によるものとする。

甲乙共に故意又は重大なる過失がある事項に関しては、前項の規定に拘わらず、各々その責任を負うものとする。

第４条（事故の処理）

　貨物の事故の処理は、甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

第５条（運送保険）

　車両及び積荷保険の費用は、乙の指定する自動車運送事業者の負担とする。

なお、荷主の要求にて付した運送保険は、その申込みを受付けた甲又は乙にて取扱うものとする。

第６条（運送順位）

　法令に定めのない限り、貨物の運送は受付順位によるものとする。

第７条（運賃及び料金）

　甲が乙に対して支払う運賃及び料金は、乙が主務官庁に届け出た運賃及び料金によるものとする。

第８条（運賃及び料金の決済）

　貨物運賃及びこれに付随する料金の精算は、毎月　　日をもって締切計算をし、翌月末日までに甲乙にて決済する。

第９条（他者との同種契約）

　乙は、甲の営業区域と認められる地区に、甲と同一業務とみなされる業務施設（直営店、代理店、取扱店、その他）を開設しようとするときは、甲との協議を要する。

第１０条（契約期間）

　本契約は、令和　　年　　月　　日から　　年間効力を有する。

　ただし、契約期間満了前　　ヶ月までに甲乙双方から何ら意思表示がない場合は、更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

第１１条（契約の解除及び更改）

　本契約の条項中、契約の継続を不適当と認めたるときは、甲乙協議のうえ、これを解除又は更改することができる。

　以上、この契約締結の証として、契約書２通を作成し、甲乙各々記名捺印のうえ、各１部を保有する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　甲　　　　　　　　　　　　　　　　　　

　　　　　　　　　　　　　　乙　　　　　　　　　　　　　　　　　　

財　産　に　関　す　る　調　書

（個人事業主用）

資産の部

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | 金　額 |
|  | 円 |
|  | 円 |
| 合　計① | 円 |

負債の部

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | 金　額 |
|  | 円 |
|  | 円 |
| 合　計② | 円 |

1. －　②　＝　　　　　　　　　　　　　　　円

以上、相違ありません。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

令和　　年　　月　　日

近畿運輸局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

運賃料金設定届出書

　貨物利用運送事業報告規則第３条の規定に基づき、運賃及び料金を設定しましたので、下記のとおり提出します。

記

１．氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

　　　氏名又は名称

　　　住　　　　所

　　　代表者名

２．設定した運賃及び料金を適用した貨物利用運送事業の種別及び利用運送に　　係る運送機関の種類

　　　第一種貨物利用運送事業

貨物自動車運送

３．設定した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

別紙のとおり

４．設定の実施の日

令和　　年　　月　　日